

## 令和4年第8回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和4年9月30日（金） 午前10時00分
閉会日時	令和4年9月30日（金） 午前11時10分
場 所	湯沢市役所本庁舎 4階 会議室44
出席者	教育長 和田 隆彦 教育委員 議席番号1 佐藤 恵 教育委員 議席番号2 後藤 美喜子 教育委員 議席番号3 久米 道人 教育委員 議席番号4 築瀬 均
欠席者	なし
出席職員	教育部長 高橋 一 教育総務課長 斎藤 正幸 学校教育課長 船山 育士 生涯学習課長 高橋 秀明 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 章子
傍聴人	なし

### 【会議に提出された議案】

議案第14号 湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について

### 【前回議事録の承認】

令和4年第7回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

### 【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号2番及び3番の委員を指名した。

### 【教育長の報告】

- ・ 第3回定例会について
- ・ スクールバスの運行安全管理について
- ・ 郡市秋季大会について
- ・ 修学旅行について（未実施校：1校 11月に実施予定）
- ・ 9/27 大仙市教育委員会視察について（小中一体型校舎の視察）
- ・ 9/29 少年の主張について（発表者8名 会場：山田中学校）
- ・ 県学校緑化コンクール（学校林部門）知事賞受賞について（山田中学校）  
※全国コンクールへの推薦校
- ・ 県の「新減塩音頭」に合わせ考案したレシピについて（湯沢東小学校児童）
- ・ 「ふるさとあきたラン！」について（10月16日 仙北市）
- ・ 湯沢城下チャレンジランについて（11月6日）
- ・ 湯沢市文化祭の開催について（10月8日・9日 主催：湯沢市芸術文化協会）

## 令和4年第8回 湯沢市教育委員会議事録

### 【議 事】

#### ○議案第14号 湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について

(教育総務課長が資料に基づき説明)

#### <質疑等>

委員	所得金額を証する書類とは、具体的にどのようなものか。
教育総務課長	住所地の自治体が発行する所得証明書である。
委員	手続きも分かりやすくなる。多くの人に活用していただきたい。
教育長	今までの貸付状況について説明を。
教育総務課長	<p>申込者数と貸付者数であるが、</p> <p>令和元年 申込者数3名 貸付者数3名          令和2年 申込者数11名 貸付者数10名          令和3年 申込者数8名 貸付者数8名          令和4年 申込者数14名 貸付者数13名</p> <p>令和2年度の1月に制度改正し、貸付者数が増えてきている。          令和2年度の制度改正では、大学生の貸付額を、月額3万円から月額5万円に、他の奨学金との併用を可能、連帯保証人については「市内在住の60歳未満」という条件を撤廃、また、返還期間の延長ということで4年制大学に限って最長10年から12年に延長している。</p>
教育長	様々な条件を改正し、利用者が増えてきている。奨学金の原資となる基金も、足りなくならないよう計算して利用している。
委員	規則、条例の変更については、法律の知識に長けている人に意見をもらいながら作成しているのか。状況を教えていただきたい。
教育総務課長	担当が「案」を作成し、市長部局の総務課総務法制班で形式的な審査を行い、委員会や議会に提案している。「案」については、担当が国等の情報をもとに作成している。
委員	湯沢市奨学金貸付について、今後、広報などで周知するのか。
教育総務課長	毎年、広報及びホームページで周知を行っている。また、各支所の窓口等に申請用の書類などを配置している。今年度も同様に周知と資料の配置を行う。
委員	広く周知し、必要とする方に利用いただきたいと思う。
委員	旧大森町の山下太郎顕彰育英会の奨学金を借りた人の中に、山下太郎氏に影響を受け、同じように志を持ち世界で活躍する人がいる。湯沢市から奨学金を借りた人たちも、郷土への愛着

## 令和4年第8回 湯沢市教育委員会議事録

	や、郷土のために活躍したいという志を合わせて持ってもらえたらと思う。
教育長	他の部で実施している奨学金返還助成制度について説明を。
教育総務課長	県の奨学金返還助成制度に市も関わって実施している。県内に帰ってきた人を対象とする。
教育長	Aターンのためにもいろいろな支援をしたいということ。また、先ほど委員が話されたように、郷土に対する愛着を持っていただけるように、借りやすく、また、返済しやすい、利用しやすいものであればいいと思う。

令和4年第8回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第14号	湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について	可 決

# 令和4年 第8回 湯沢市教育委員会

日 時 令和4年9月30日(金) 午前10時00分  
場 所 市役所本庁舎 4階 会議室44

## 会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名 (2名)

3. 教育長の報告

4. 議 事

議案第14号 湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和4年 第8回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第15号 湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第14号

湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部改正について

湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和4年9月30日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

収入状況を確認する書類の統一等、所要の改正を行うものです。

湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

令和4年 月 日

規則第 号

湯沢市奨学金貸付条例施行規則（平成25年湯沢市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「確定申告書の写し等、前年の収入状況が確認できる」を「所得金額を証する」に改め、同条第4号中「市町村税」を「市区町村税」に、「証明する」を「証する」に改める。

第16条第2項第2号を次のように改める。

(2) 所得金額を証する書類

第16条第2項第3号中「市町村税」を「市区町村税」に、「証明する」を「証する」に改める。

第17条第2号を次のように改める。

(2) 連帯保証人の所得金額を証する書類

様式第1号、様式第2号、様式第5号、様式第10号、様式第12号、様式第13号及び様式第15号を次のように改める。

---

(様式の添付を省略しております。)



湯沢市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(奨学生の願出)</p> <p>第2条 条例第3条の規定により、奨学生になることを希望する者は、奨学金貸付願書(様式第1号。以下「願書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 生計を同じくする者及び連帯保証人の<u>確定申告書の写し等、前年の収入状況が確認できる書類</u></p> <p>(4) 連帯保証人の住民票の写し、<u>市町村税</u>を滞納していないことを<u>証明する書類</u>及び印鑑登録証明書</p> <p>(5) 略</p> <p>(連帯保証人の変更)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の承認を求めるときは、速やかに連帯保証人変更申出書(様式第13号)に新たに連帯保証人になろうとする者に関する次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前年の収入状況が確認できる書類の写し</u></p> <p>(3) <u>市町村税</u>を滞納していないことを<u>証明する書類</u></p>	<p>(奨学生の願出)</p> <p>第2条 条例第3条の規定により、奨学生になることを希望する者は、奨学金貸付願書(様式第1号。以下「願書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 生計を同じくする者及び連帯保証人の<u>所得金額を証する</u>_____書類</p> <p>(4) 連帯保証人の住民票の写し、<u>市区町村税</u>を滞納していないことを<u>証明する</u> 書類及び印鑑登録証明書</p> <p>(5) 略</p> <p>(連帯保証人の変更)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 前項の承認を求めるときは、速やかに連帯保証人変更申出書(様式第13号)に新たに連帯保証人になろうとする者に関する次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>所得金額を証する書類</u></p> <p>(3) <u>市区町村税</u>を滞納していないことを<u>証する</u> 書類</p>

(4) 略

3 略

(借用証書)

第17条 奨学生は、奨学金貸付けの対象となった学校を卒業したとき、又は貸付けを廃止されたときは、その事由が発生した日から30日以内に連帯保証人と連署して、全貸付金額を記載した奨学金借用証書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 連帯保証人の収入状況が確認できる書類の写し

(3) 略

(4) 略

3 略

(借用証書)

第17条 奨学生は、奨学金貸付けの対象となった学校を卒業したとき、又は貸付けを廃止されたときは、その事由が発生した日から30日以内に連帯保証人と連署して、全貸付金額を記載した奨学金借用証書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 連帯保証人の所得金額を証する書類

(3) 略